

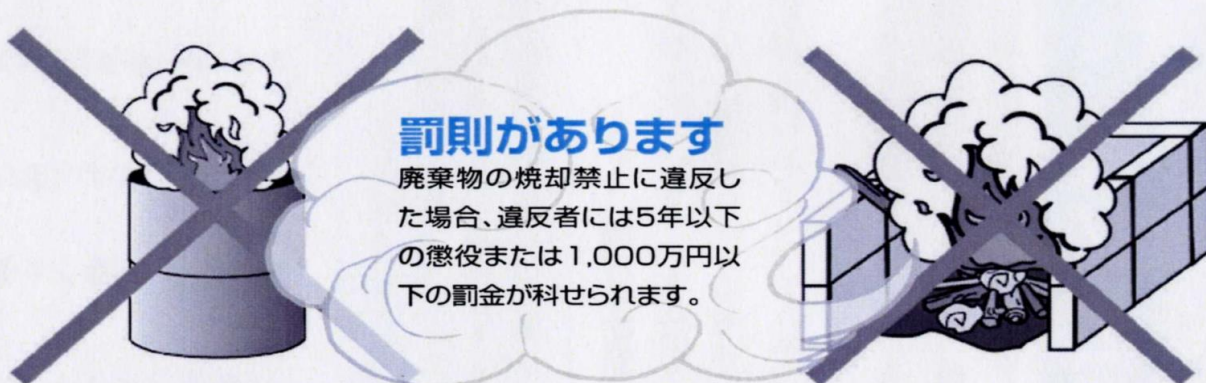
# 野焼きは禁止されています

「近所でごみを燃やして、煙がすごくて困っています。」「洗濯物に臭いがついて困っています。」などの苦情が寄せられています。ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康にも影響が出てきます。

家庭などから発生したごみは焼かないで、指定された日に確実な分別でごみ収集場所へ出してください。

## 野焼きとは？

- ・ドラム缶などを使用しての焼却
- ・地面に穴を掘っての焼却
- ・ブロックを囲んだり、積んでの焼却



## 野焼きの例外

- ①農業、林業、漁業を営む上で通常行われる焼却  
(例) 稲わら、雑草の焼却、網にかかったごみの焼却
- ②国または地方公共団体その施設の管理のために必要な焼却  
(例) 道路、河川等の清掃で出た草木の焼却
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却  
(例) しめ縄や門松を焼く行事
- ④震災、風水害、火災などその他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却  
(例) 災害時における木くず等の焼却
- ⑤たき火、その他日常を営む上で行われる焼却であって、軽微なもの  
(例) 落ち葉焚き、たき火
- ⑥野焼きの例外でも少量の焼却を心掛け、煙や臭い、風向きなど近隣の迷惑にならないようご注意ください。

お問い合わせ

役場 建設環境課 Tel 42-1115